

隣接地距離	一里五町	五十五間
下田原浦神間距離	一里四町	四十四間
下田原津荷間距離	一里十八町	四十八間
上田原中里間距離	一里十八町	四十八間
佐田部池ノ山間距離	一里十八町	五十六間

諸車表

科目	大正五年	大正六年	大正七年
荷車	四八	五九	五五
人力車	六	六	七
自轉車	一七	二一	二二
合計	七一	八六	八四

天明四年 人夫駄賃覚

一、古座より下田原まで 一里十九町

荷物人足 賃米六合
 状持人足 全三合
 一、津荷村より下田原まで 三十四町
 此駄賃 十八文

右之通御座候 以上

中西孫左衛門殿

下田原庄屋 高池在住
 (中西は大庄屋)

第十章 衛生

一、痘瘡

痘瘡の我が国に入りしは、古事談に聖武天皇天平七年春、筑紫の人新羅国に漂流し痘毒に染みて歸る。これより日本に流布せりとありて其の伝播は古き歴史を有し非常の惨毒を与えて來れる。痘瘡の久しき多数の民衆は見て以て常となし、人は一度必ず脱せんがため軽症患者に接近して感染を希望せんとする者を生ずるに至れるが、又一方に於いては痛く之を恐怖して、偶々他より伝播し來れる者ある時は決して村内に入れしめず、山中に小屋を

設けて病者を入れ他村の常に痘瘡する所より人を雇いて看護なきしめて決して之に近づかず貴賤貧富となく皆然り、故に一度痘瘡病む者ある時はその費用莫大にして一家滅亡するに至る。且つ痘瘡も治療の方を知らざるを以て大半死亡するに至る。是を以て痘瘡恐るるに至る。紀伊続風土記の記す所に依ればこの恐怖の最も甚だしき牟婁郡中に在りては、七川、小川、色川、小口、太田の諸郷莊なりとせり。後に至りては是等の諸村は村内に同患者發生する時は之を他の餘り恐怖せざる他村に依託し、その村に移送して療養を加えしむるの風習を生ずるに至れり。太田組各村に於いても文化年中浦神村庄屋の幹旋により三輪崎町大字木ノ川部落と協定し同地の病者に收容を依託せり。田原佐部は太田組に属し、下田原は古座組に属し、新宮半領にして他方は本藩直轄に属し其の管轄廳を異にせるが故に、諸般の民治行政は凡て兩分せられ居るに拘らず、此の協定には下田原も佐部上田原と同一の歩調を取りて太田組の協定に加われり。此の協定は最初は年々十貫文の收容料を提供し十ヶ年を限り痘瘡人の養生所を設くるに在りしが、後この協定を變更して一ヶ年七貫文の收容料に減額し、さる代りに一時に五十貫文を支出し之を月利一割三步の算出として略七貫文の收入に相当せしめ、別に病舎修繕料として十五貫文を提供し、右にて病者の有無に拘らず永遠に患者の收容を引受くるに定めたり。以上の約束に依りて幾許人の病者を移送せしや文書の徴すべきものなきにより分明ならざれども兎に角実行されし事は口伝の存するに依りて之を証すべく、明治維新の変遷に際しこの協定は有耶無耶の間に消滅せしものなるべし。尚その顛末を明らかにする為左に一件書類を掲載す。

請込一札の事

一、太田組十九ヶ村の内此度痘瘡小屋当村で相建置、痘瘡人養致させ呉れ候様各方より御座候に付き村中へ披露に及び候処無生相頼まれ候儀に付中へ披露に及ばし候儀に付、当々錢儀に付村中納御有之段々御渡可被成管にて相極申候儀に付、当々錢儀に付未年迄住ヶ年の間、痘瘡人養生所引請候儀相違無御座候。右年

々極の通。錢十貫文貴殿引請にて無間違御渡可被下筈にて請込一札為後日如件御座候

浦神浦庄屋 三右衛門殿

佐野木ノ川村

庄屋 嘉兵衛
肝煎 兵藏

右之通相極り候に付仍て奥印如件

佐野組大庄屋
佐野組木ノ川村

石垣 徳兵衛
庄屋 嘉兵衛
肝煎 兵藏

五人組 善五郎
組頭 興兵衛

全 庄吉
全 友藏

全 三右衛門
全 丸太夫

全 市兵衛
全 勢太夫

全 嘉平
全 甚右衛門

全 嘉三兵衛
全 徳右衛門

全 又吉
全 佐平太

全 源作
全 勝藏

全 嘉右衛門
全 四郎左衛門

全 四郎左衛門

一、永代申定證文之事

一、太田組の儀先年より庖瘡嫌い申候場所にて有之候付、此段浦神庄屋三右衛門世話にて当村に被及懸念、以後左の村々、若し庖瘡出来申候時は、当村へ養生に参り可申筈に候夫に就ては、村々庖瘡出来候年も又出来不申候年にも不拘、年々錢七貫文請取可申筈の儀に候へ共、年々の儀は行々世話も行届兼申候得ば、此節錢五十貫文請取、右錢当方にて貸付置、年々一割三步の利息を取立申候へば右定候七貫文より余に相成候に付、年々の取渡しに不及候。尚又永々病の納屋建申候代銀として錢十五貫文請取前々利息の内七貫文引残り候跡八貫文の儀は折々屋根葺替作業料に可致筈に候得共、永々屋根葺替などは其方に曾て世話がけ申間敷右之通申足候得共、病の納屋の儀は当村に引請候て建置、永く世話可致候。然る上は左の村々へ若し庖瘡何十人出来申候共当村に送り越され候はば村中無故障世話可致候。万一後々に至り候て村内に故障申者有之候時は右の錢七十五貫文其節急度返済可致候。尤も定の儀は左に書記す。

一、病の納屋の儀は四間半に二間にして六畳敷三室に仕切建置可申候、後々に焼失等の節は又々其村より御建可被下候

一、村々の儀庖瘡出来候時、当村へ持込申候はば右病の納屋にて致養生可申筈に候、若又大勢出来病の納屋計にて届き不申候はば当村より仮納屋を建済候て世話致し可申筈に候。

一、介抱人若し当村にて雇入申候はば男にても女にても昼夜に賃錢百文に相決め申候。なお病人快氣いたし候はば祝儀として又百文相済。都合二百文宛相渡し可申筈に候。万一病死仕候はば右定候一尽夜百文より外一錢も出し不申筈に申定候。

一、庖瘡出来候村方より若駕籠頼参候はば人三人駕籠一挺当方より持参にて骨折込に賃錢三貫文に相定候。縦如何体の天気合に有之候ても其の余は一錢も出し不申筈に申究候

一、病人夜分見廻の儀は一夜に三人限り村中順番廻り廻りに見廻り可申筈に候。併し変に应じ病家より断出候はば何人にても遣し可申候。

一、病人宇久井浦迄船にて乗参り、当村に駕籠頼み参り候はば駕籠一挺当村より持来り、人二人賃銭六百文に相究申候。其の余は一錢も出し不申筈に候

一、右銭六十五貫文請取申候て、行々印し無之候はては不相濟儀に候得ば、地下惣持山の内で杉千本植置候て、子々孫々に至る迄永々故障不申様に致置候。左候へば時の村役人頭立も譯合相立申候。若伐払度節は浦神浦庄屋元へ相届け候て伐払可申候。

一、病死人有之候得ば、寺の峯へ葬り地代布施料として其当人より参百文、寺へ納め可申筈に申定候。(御布施の儀は右同断)

一、米薪油塩味噌の儀は病出候村方へ庄屋より頼参り候はば世話致し、追て夫々代銀請取可申候。

一、諸事の儀は当村庄屋元へ断出候はば何事にても可然様取計遣し可申候。

右之通り双方相談相決し申候に付為永證文仍如件。
文化十一年甲戌十一月

惣村中

浦神浦	庄屋	三右衛門	殿
上田原村	全	森右衛門	殿
佐部村	全	吉三次	殿
下田原村	全	才助	殿
下里村	全	長四郎	殿
粉白村	全	儀平次	殿
和田村	全	五次兵衛	殿
庄村	全	忠助	殿
高土井村	全	彦四郎	殿
長井村	全	傳右衛門	殿
大居村	全	興三右衛門	殿
井鹿村	全	興兵次	殿
中ノ川村	全	五右衛門	殿
中里村	全	甚兵衛	殿

二、虎列刺病及赤痢病

虎列刺病の初めて我が国に入りしは文政五年にして、次ぎに流行せしは安政五年六年なり。当時全国各地とも其の災害を蒙れり。爾来久しく其の發生を見ざりしが、明治十年西南戦争中清国厦門地方より病毒伝播して全国に蔓延せり。本郡にては十二年五月二十五日、本村下田原浦入港の船主和歌山市南雜賀町寄留、三浦元次郎同病に罹り全三十一日死亡せしより忽ち郡内各地に伝染したり。今當時の記録に依り之状況を摘記すれば、七月二十六日 虎列刺病蔓延の爲め、渡辺長一郎初三名に検査委員を命じ各地方に派遣せしむ。

七月二十八日、虎列刺病流行予防の爲川村弥七郎、橋本興七郎に検査委員を命じ各地に派出せしむ。

七月三十一日 虎列刺病蔓延予防の爲め和田勉造初め三名に検査委員を命じ各地村落に分遣す。

八月一日 虎列刺病流行予防の爲め増田観作初め三名に検査委員を命じ新宮地方に分遣す。

八月二十八日 検査医中村有仲大島浦検査所詰差免し更に古座浦検査所詰を命ず。

九月一日 大島村虎列刺病大に行はる。郡書記尾崎正督を派遣し防疫に従事せしむ。

九月二十三日 古座浦、太地浦に虎列刺病避病舎一ヶ所を設置す。虎列刺病勝浦村に行はるるを以て郡書記和田百樹を派遣す。

十月八日 市野々村平民一名類似虎列刺に罹りしもの本日全治す。

該病本郡に蔓延するや其の初下田原浦に発し、次いで古座浦、大島浦、太地村、勝浦村、新宮上熊野地に流行し、終に市野々村に至りて全く撲滅す。

翌十三年七月又下田原浦に虎列刺病發生したるも甚だしく蔓延するに至らざりしが、十四年八月二十六日、下田原浦山本勘兵衛類似虎列刺に罹りしか、次いで浦神、大島、古座、中湊の各村浦に蔓延し総患者三十六名、死者二十四名にして、内患者の最も多きは大島にして浦神之に次ぎ下田原又之に次げり。

翌十五年六月二十八日、新宮町に發生し、爾来、三輪崎、西向、須江、勝浦、古座、浦神、中湊、古田、一雨、池野山、高池、下里、下田原、津荷、神ノ川、姫川、高瀬の各村、浦に流行せり。明治二十三年本郡はまた虎列刺病のおそう所となり、三輪崎、

